

鹿児島県信用保証協会のあらまし

2019

KAGOSHIMA GUARANTEE
DISCLOSURE



一歩を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

II ごあいさつ



当協会の業務運営につきましては、平素より格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、ディスクロージャー誌「鹿児島県信用保証協会のあらし」を作成しました。

御一読いただき、信用保証制度や当協会の経営計画、業務内容、事業実績などについて、理解を深めていただければ幸いです。

さて、鹿児島県内の経済情勢については、個人消費は底堅く推移し、雇用・所得環境も改善が継続するなど、総じて緩やかな回復基調を維持しております。

一方、本県の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、人手不足への対応や経営者の高齢化に伴う事業承継、また、消費税率引上げへの対応など様々な課題に直面している状況にあります。

当協会では、このような状況の中、第5次中期事業計画の基本方針のもとに、令和元年度経営計画を策定しました。

地域経済の源泉である中小企業・小規模事業者のライフステージに応じた資金需要にきめ細かく対応するとともに、金融機関や関係機関との連携を一層強化し、鹿児島の中小企業の振興ひいては地域経済の活力ある発展に資するべく、各般の取組みを進めてまいります。

新たな時代「令和」も引き続き、役職員一同、業務の円滑かつ効率的な遂行に務めてまいりますので、関係の皆様方の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年8月

鹿児島県信用保証協会
会長 布袋 嘉之

鹿児島県信用保証協会のあらし

2019

KAGOSHIMA GUARANTEE
DISCLOSURE

■ 協会のあゆみ	3
■ 経営計画	5
■ 信用補完制度のしくみ	7
■ 信用保証の概要	9
■ 平成30年度TOPICS	13
■ 広報活動	15
■ 平成30年度事業実績	17
■ 基本財産	22
■ 平成30年度収支報告	23
■ コンプライアンス態勢	27
■ 個人情報保護宣言	28
■ 役員・機構図	29
■ お問い合わせ	30



協会のあゆみ

目的

鹿児島県信用保証協会は、中小企業者・小規模事業者(以下「中小企業者等」といいます。)のために、信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。

経営理念

当協会は、信用保証を通じ中小企業の繁栄に奉仕し、地域経済の成長発展に貢献する組織と人間の場である。

経営方針

1. 堅実、積極的な保証
1. 自主努力の精神
1. 関係機関との連帯

執務三則

1. 協 力
1. 親 切
1. 規 律

ロゴ・キャッチコピーについて

一步を踏み出す力になりたい



【キャッチコピー】

信用保証だけでなく、創業・経営改善・事業再生・事業承継など、さまざまな形の積極的な支援をイメージしています。

【ロゴ】

桜島をモチーフにしています。

「KAGOSHIMA GUARANTEE」の「K」と「G」を意匠化し、中小企業の発展を躍動する桜島の裾野の末広がり表現しています。

プロフィール

創 立	昭和23年10月12日
人 格	信用保証協会法に基づく法人
事 務 所	鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館内
常勤役員数	60名(令和元年8月1日現在)
基 本 財 産	15,527百万円(平成31年3月31日現在)
保証債務残高	18,481件 140,735百万円(平成31年3月31日現在)
利用企業者数	12,456企業(平成31年3月31日現在)

沿革

昭和23年10月	社団法人鹿児島県信用保証協会 創立総会
昭和23年12月	社団法人鹿児島県信用保証協会 設立許可・事務所開設 (鹿児島市築町1番地 鹿児島商工会館内)
昭和25年 2月	財団法人鹿児島県信用保証協会 設立許可
昭和28年 8月	信用保証協会法施行
昭和29年 7月	信用保証協会法に基づく組織変更認可
昭和29年 8月	特殊法人に組織変更登記
昭和42年 6月	事務所移転(鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館内)



第5次中期事業計画

平成30年度～令和2年度

県内の経済動向や中小企業者等を取り巻く環境等を踏まえ、中小企業者等の資金繰り支援、経営改善、生産性向上をより一層推し進めていくため、平成30年度から令和2年度までの3か年間において、以下の業務運営方針に掲げる事項について取り組んでまいります。

- 1 保証利用の推進
- 2 経営改善・生産性向上のための金融機関等との連携強化
- 3 経営支援・事業再生支援の充実・強化
- 4 適時・的確な代位弁済の履行
- 5 効率的な求償権の管理・回収
- 6 安定的な協会運営及びリスク管理体制の確立に向けた取組み
- 7 情報発信力の強化及び広報活動の充実に向けた取組み

令和元年度経営計画

業務環境

1 | 鹿児島県内の景気動向

個人消費が底堅く推移し、宿泊客数等の増加による観光関係が堅調な動きとなっています。また、住宅投資は弱含んで推移していますが、公共投資が高水準にあることや、設備投資も増加基調にあり、さらには雇用・所得環境の改善が継続しているなど、景気は緩やかな回復を続けています。

先行きについては、雇用情勢の改善が続くなかで、国内外の需要に支えられて前向きな循環が続いていくことが期待されますが、人手不足に伴う企業活動への影響や海外経済の不確実性など、県内経済を下押しするリスクにも留意する必要があります。

2 | 中小企業を取り巻く環境

県内経済が緩やかな回復を続けているなかで、地域中小企業の景況感も良好な状態を維持しており、企業倒産件数についても低水準で推移していますが、人手不足への対応や経営者の高齢化に伴う事業承継などの課題にも直面しています。

また、今年10月に予定されている消費税率引上げ、軽減税率制度への円滑な対応も課題となっており、中小企業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

業務運営方針

1 | 保証利用の推進

保証利用の推進等引き続き取組むとともに、中小企業者等の個々の状況を踏まえた金融の円滑化に努め、地域イベントの開催を契機とした、中小企業者等の新たな事業機会の獲得等に向けた積極的な投資への支援に取り組めます。

2 | 経営改善・生産性向上のための金融機関等との連携強化

中小企業者等の経営改善・生産性向上を促すため、個々の中小企業者等に対する金融機関の支援方針に着眼するとともに、日常的な金融機関との対話等を通じた連携・協力体制の構築に取り組めます。

3 | 経営支援・事業再生支援の充実・強化

中小企業者等のライフステージの様々な局面において、個々の中小企業者等の業況把握に努めるとともに、金融機関との対話・連携・協力を通じて有効な金融支援や経営支援を実施し、経営改善に取り組む中小企業者等をサポートします。特に事業再生の場面においては、個々に中小企業者等の経営の状況を把握しながら必要に応じてサポートミーティング等の開催や、国の補助金等を活用した専門家派遣に取り組めます。

4 | 適時・的確な代位弁済の履行

金融機関との連携のもと、適正かつ効率的な代位弁済の履行に取り組めます。

5 | 効率的な求償権の管理・回収

求償権回収の場面においては、迅速な対応に努め、回収の最大化を図ります。また、代位弁済後も事業を継続しながら誠実に債務履行中の事業者に対しては、経営者の再チャレンジ目線を取り入れた支援に取り組めます。

6 | 安定的な協会経営及びリスク管理体制の確立に向けた取組み

より一層信頼される信用保証協会を目指し、協会の経営基盤とリスク管理体制の充実・強化、働き方改革を推し進めることによる職場環境の改善及び人材育成に取り組めます。

7 | 情報発信力の強化及び広報活動の充実に向けた取組み

信用保証利用の状況等について情報開示を行うとともに、様々な広報媒体を用いた積極的な情報発信に取り組めます。また、地域により深く根ざし、公的な役割を果たしていくため、地方創生や社会貢献活動にも積極的に取り組めます。

事業計画額

令和元年度の保証承諾等の計画額は、次のとおりです。

項目	金額	対前年度計画比
保証承諾	570億円	98.3%
保証債務残高	1,390億円	95.9%
代位弁済	29億円	107.4%
実際回収	5.2億円	91.2%



信用補完制度のしくみ

信用補完制度

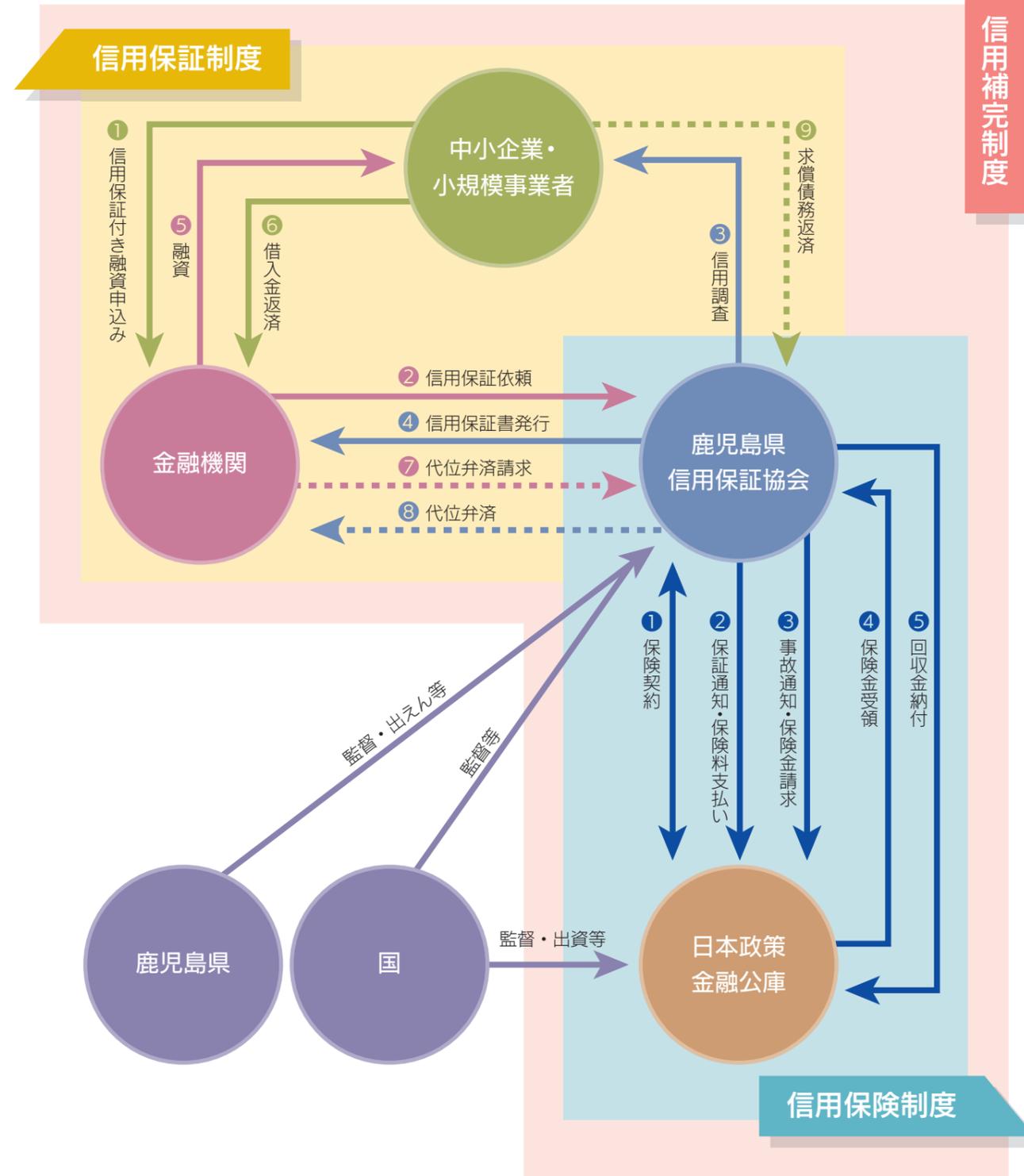
信用補完制度は、中小企業者等、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。

信用保証制度

- 1 中小企業者等は、金融機関に信用保証委託申込書により申込みをします。
※一部の保証制度においては、商工会議所・商工会でも申込みすることができます。
- 2 金融機関は、協会に信用保証を依頼します。
- 3 協会は、中小企業者等に対して信用調査をします。
- 4 協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は保証を引き受けし、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- 5 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者等に融資をします。このとき中小企業者等は、金融機関を通じて所定の保証料を協会へ支払います。
- 6 中小企業者等は、借入契約にしたがって金融機関へ借入金を返済します。
- 7 万が一、中小企業者等が倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して残債務の支払いを請求します。
- 8 協会は、7の請求に基づき、中小企業者等に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。
- 9 協会は、中小企業者等に対する求償権を得て債権者となり、中小企業者等は、協会に対して求償債務を返済することとなります。

信用保険制度

- 1 協会が、中小企業者等のために金融機関に対して行う債務の保証について、原則として全て保険関係が成立する旨の契約を協会と公庫の間で締結します。
- 2 協会が一定要件を備えた信用保証を行った場合は、1の契約に基づいて公庫に保証通知を行うとともに保険料を支払います。
- 3 協会が金融機関に対して代位弁済した場合は、この事実を公庫に通知(事故通知)し、一定期間経過後、公庫に保険金を請求します。
- 4 協会は、3の請求に基づいて、公庫から保険の種類ごとに定められたてん補率(代位弁済額の元金の通常70%または80%)で保険金を受領します。
- 5 協会は、保険金受領後に求償権を回収した場合は、てん補率に応じて公庫に回収金を納付します。



信用保証の概要

信用保証の対象となるかた

法人の場合は本店(※1)または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居(※2)または事業所のいずれかを鹿児島県内に有し、事業を営んでいる個人事業者、会社、医業を主たる事業とする法人(以下、「医療法人等」といいます。)、特定非営利活動法人(NPO法人)で次表の条件に該当するかた、中小企業等協同組合などです。

★これから事業をはじめるかたを対象とした保証制度もあります。

※1 本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

※2 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

小売業 (飲食店を含みます)	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員100人以下
卸売業	資本金1億円以下または 常時使用の従業員100人以下
製造業・建設業・運送業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
医療法人等	常時使用の従業員300人以下

ただし、個人事業者または会社であって、次の業種については、次のとおりです。

ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ 製造業ならびに工業用ベルト製造業を除きます。)	資本金3億円以下または 常時使用の従業員900人以下
ソフトウェア業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
情報処理サービス業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
旅館業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員200人以下

(注1)会社とは、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社(特例有限会社を含みます。)及び土業を規定する法律に基づく法人です。

(注2)資本金が制限を超えている会社で、従業員数が制限の90%を超えている場合は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(控え)」等の写しが必要です。

(注3)組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいることが必要です。

営んでいる業種や組織形態等によっては、信用保証の対象とならない場合があります。ここではその主なものを記載しています。

【業種等】

農業(一部の保証制度を除きます。)、林業、漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体(医療法人等及びNPO法人を除きます。)等、その他本協会が支援するのは難しいと判断した業種です。

【その他】

- ①許可等を要する事業を営むかたで、許可等を受けていないかた
- ②税金を滞納し、完納の見通しが立たないかた
- ③手形、小切手について不渡りがあるかたおよび銀行取引停止処分を受けているかた(法人の場合は、代表者を含みます。第1回不渡り発生後、6ヶ月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)
- ④電子記録債権について支払不能があるかたおよび取引停止処分を受けているかた(法人の場合は、代表者を含みます。第1回支払不能発生後、6ヶ月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)
- ⑤協会の代位弁済先で、求償債務が残っているかた
- ⑥借入れについて返済を延滞しているかた
- ⑦休眠会社
- ⑧会社更生、民事再生法等法的整理または私的整理手続中(申立中を含みます。)のかた
- ⑨保証申込について、金融斡旋屋等の第三者が介在しているかた

暴力団等の反社会的勢力とは、取引いたしません。

反社会的勢力との関係遮断への取組強化の一環として、保証申込みに際し、提出していただく信用保証委託契約書に、「反社会的勢力排除条項」を導入しています。

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金であり、生活資金、住宅資金、投機資金等にはご利用いただけません。また、原則として、旧債振替資金にはご利用いただけません。

保証金額の最高限度

個人事業者・会社・医療法人等・ 特定非営利活動法人(NPO法人)	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

- ★このほかに、経営安定関連保証(セーフティネット保証)等の別枠保証もあります。
- ★他協会を利用されているかたは、合算した額が限度額以内であることが必要です。
- ★他の保証との合算限度が設けられている制度があります。

保証期間

一般保証の場合

運転資金	15年以内
設備資金	20年以内

★保証制度によって、保証期間は異なります。

連帯保証人

法人の場合、代表者以外の連帯保証人は原則不要となります。

また、個人についても原則不要となります。

ただし、実質的な経営者、営業許可名義人、事業承継予定者、同一事業に従事している配偶者の方に連帯保証人になっていただく場合等、一定の徴求基準があります。

経営者保証を不要とする運用を開始しています

当協会では、「経営者保証ガイドライン」の趣旨に則るとともに、下記①または②の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえ、経営者保証を不要として取り扱う運用を行っております。

- ① 申込金融機関にて経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高があり、一定の要件を充足している場合。
- ② 申込人又は経営者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られる場合。
※①及び②の要件では、保証制度は問いません。

また、一定の財務要件を満たせば経営者保証が不要となる「財務要件型無保証人保証」といった保証制度があります。

担保

原則として、保証合計額が 8,000 万円を超える場合は、担保が必要です。
ただし、保証合計額が 8,000 万円以下であっても、担保が必要となる場合があります。

保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者等には、保証利用の対価として保証料をお支払いいただきます。

保証料は、公庫に支払う保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等といった信用補完制度の運営上必要な費用に充当するものです。

なお、保証料以外の手数料等は一切いただいておりません。

保証料率体系

基本となる保証料率は、中小企業者等の財務状況に応じて9段階に区分され、弾力化しています。

保証料率区分は、中小企業信用リスク情報データベース (CRD) により決算内容を評価し、一定の定性要因 (非財務要因) を加味して決定されます。

例外として、経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 等の特別な保証制度には、一律の保証料率を適用します。

※CRD：中小企業庁が中心となり、中小企業金融の円滑化を支援することを目的として設立された、中小企業に関する大規模のデータベースです。

〔リスク考慮型基準料率表〕

(単位：年率 %)

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※特殊保証とは、手形割引根保証・当座貸越根保証のことです。

保証料率の割引

次に該当する中小企業者等は、保証料率をそれぞれ0.1%割引きます。

ただし、割引が適用されない保証制度もあります。

- ① 担保の提供がある方
- ② 会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方

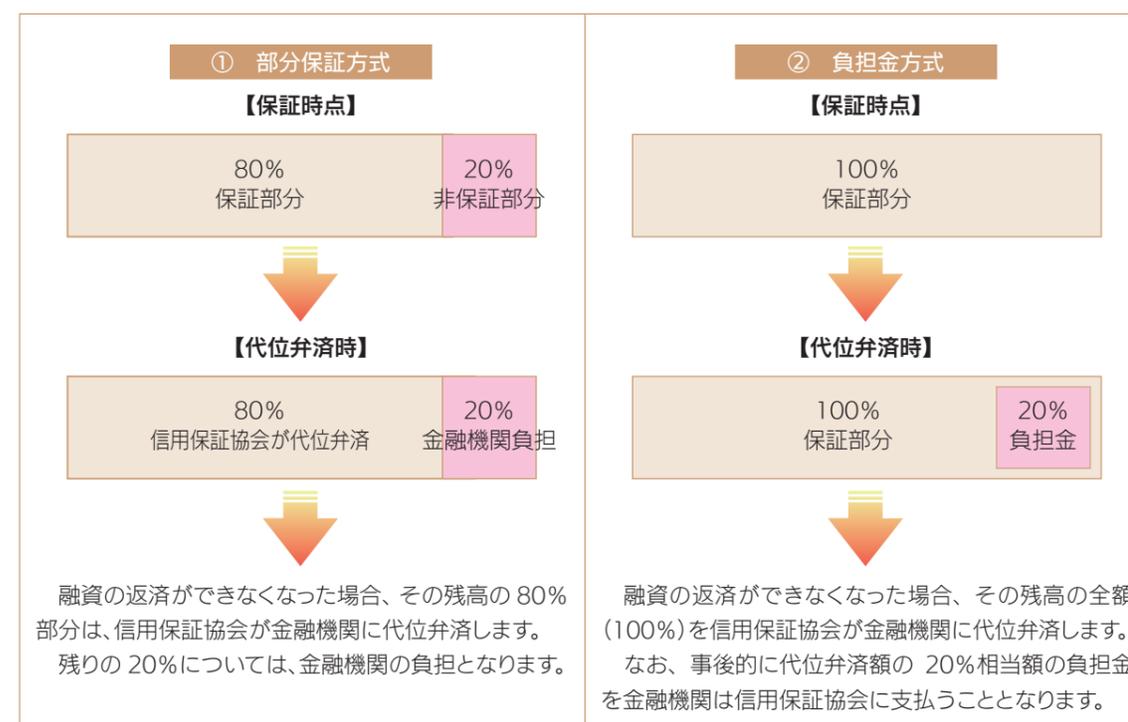
責任共有制度

責任共有制度は、信用保証付き融資について、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者等に対し、適切な支援 (経営支援・再生支援等) することを目的としています。

原則として、信用保証協会が 80%、金融機関が 20% の割合で責任を共有しています。

責任共有制度の概要

金融機関は、信用保証協会との間で「部分保証方式」または「負担金方式」のいずれかを選択し、融資に対して責任を共有します。



責任共有対象から除外される主な保証制度

- 経営安定関連保険 (セーフティネット保証) 1～4号、6号の保険に係る保証
- 災害関係保険に係る保証
- 創業関連保険 (再挑戦支援保証を含む) 及び創業等関連保険に係る保証
- 小口零細企業保証制度に係る保証
- 特別小口保険に係る保証
- 事業再生保険に係る保証
- 経営力強化保証制度 (※)
- 事業再生計画実施関連保証制度 (※)
- 危機関連保証制度

※所定の要件に該当する場合のみ除外されます。

創立70周年記念式典を開催

当協会の創立記念日にあたる平成30年10月12日に、当協会の関係者及びOB・OGの皆様をお招きして創立70周年の記念式典を開催しました。

また、式典では、当協会の新たなロゴ、キャッチコピーを公開致しました。

職員提案により40年振りに改定されたロゴ



(式典において日本赤十字社金色有功章を拝受)

保証制度の創設

(『いしん150』設備投資支援保証 他)

平成30年が明治維新から150年の節目にあたり、将来的発展、生産性向上のための前向きな設備投資に取り組む中小企業者等を支援するため、保証制度を創設いたしました。

保証承諾実績 36件 545百万円

その他、BCPサポート保証(あんしん)・連携推進保証(れんげい)を創設しました。



鹿児島県中小企業団体中央会と連携協定を締結

平成30年5月、鹿児島県中小企業団体中央会と当協会は、「中小企業者等の事業継続計画策定支援に係る協定書」を締結しました。

協定書は、中小企業者等の皆様における事業継続計画(BCP)の策定等を支援し、災害が発生した場合における事業継続支援及び地域経済の復旧、復興に寄与することを目的としています。

中小企業者等の事業継続計画策定支援に係る協定締結
鹿児島県中小企業団体中央会 鹿児島県信用保証協会



大学等での出張講義を初開催

大学等の教育機関と連携して、創業マインドの醸成や金融リテラシー向上を目的とした出張講義を初開催しました。

- 6月 鹿児島国際大学 180名
- 12月 県美容専門学校 62名



創業者支援セミナーを初開催

平成30年9月、創業期に中小企業者等が抱えている課題の解決に資するため、当協会が主催する創業者支援セミナーを初開催しました。

参加実績 34名

また、創業チャレンジ支援として、商工会議所等が開催する創業セミナーの講師を務めました。

セミナー講師実績 7回



信用保証セミナーを開催

信用保証業務についてより一層のご理解をいただくため、金融機関の若手融資担当者を対象に平成26年度より「信用保証セミナー」を毎年開催しております。

参加実績 5金融機関 27名



金融機関等との連携強化

信用保証業務についてより一層のご理解をいただくとともに、信頼・協力関係を深め、更なるサービス強化を図るため、金融機関及び商工団体へ積極的に訪問し、また内部研修会等へ講師として参加しました。

- 訪問実績 519回(335先)
- 研修会参加実績 10回



専門家派遣事業

中小企業者等の経営課題の解決をサポートするため、協会専任担当者や専門家を派遣し、経営診断、事業承継等の支援を実施いたしました。

専門家派遣事業実績 81企業



広報活動

当協会のPR及び信用保証について、より多くの方に知っていただくため、さまざまな広報活動を実施しています。

新聞・各種機関誌への広告

新聞や関係機関の広報物に広告を掲載しています。



鹿児島商工会議所会報「アイム」



鹿児島建設新聞広告

ラジオCM

MBCラジオの「50ニュース」(毎週木曜10:50~)、FM鹿児島の「朝の交通情報」(毎週水・金曜7:55~)においてラジオCMを放送しています。

鹿児島ユナイテッドFCへの協賛(オフィシャルスポンサー)

『鹿児島をもっとひとつに。』という理念のもと、積極的な活動を行っている鹿児島ユナイテッドFCを応援しています。



マスコットキャラクターを配した当協会のノベルティ(豊コースター)



ホームゲーム開催時のイベントに出展した工作ブース



ゴール裏に設置されているピッチ看板

Kagoshima Guarantee Cupフットサル大会の開催

地域金融機関等との親睦を深めることを目的としたフットサル大会を平成26年より毎年開催しています。

平成30年度参加実績
16団体26チーム260名



パンフレット・リーフレット

保証制度や経営支援に関する取組みを紹介する各種パンフレット・リーフレットをご用意しています。



LINEでの情報配信

LINE公式アカウントにより最新情報や経営支援情報を配信しています。



ホームページの活用

お知らせや保証制度の概要をタイムリーに掲載しています。



ホームページアドレス
<https://www.kagoshima-cgc.or.jp>

ノベルティグッズ

オリジナルのノベルティグッズを作成しています。



地産品(粉末スープ & ティーバッグ)



鹿児島県在住のデザイナーがデザインしたアートティッシュボックスと名刺型広告

保証制度利用の推移

鹿児島県内の中小企業総数約5万企業のうち、約25%の中小企業の皆さまに当協会の保証をご利用いただいています。

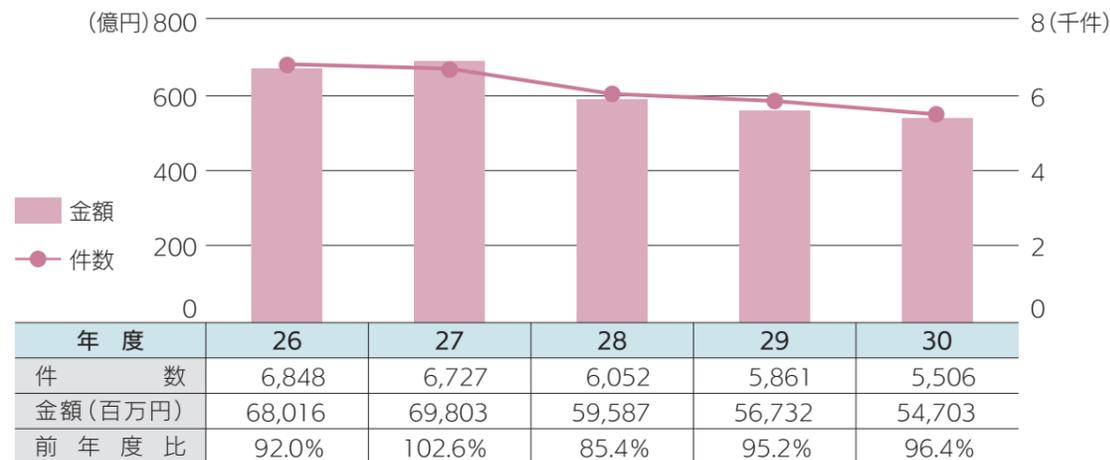
年度	26	27	28	29	30
保証利用企業者数(年度末)	14,320	13,994	13,332	12,934	12,456
県内中小企業者数	53,680	52,721			49,915
保証利用率	26.7%	26.5%	25.3%	24.5%	25.0%

※県内中小企業者数は、「中小企業白書」(中小企業庁)により数年ごとの調査を行っています。

保証業務

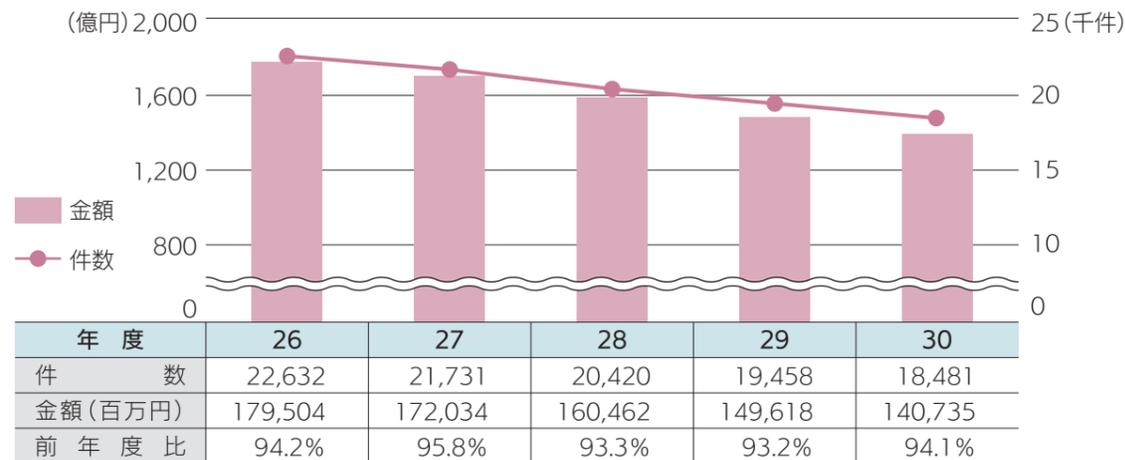
保証承諾

当期中の保証承諾は、5,506件、54,703百万円で、前期比96.4%となりました。



保証債務残高

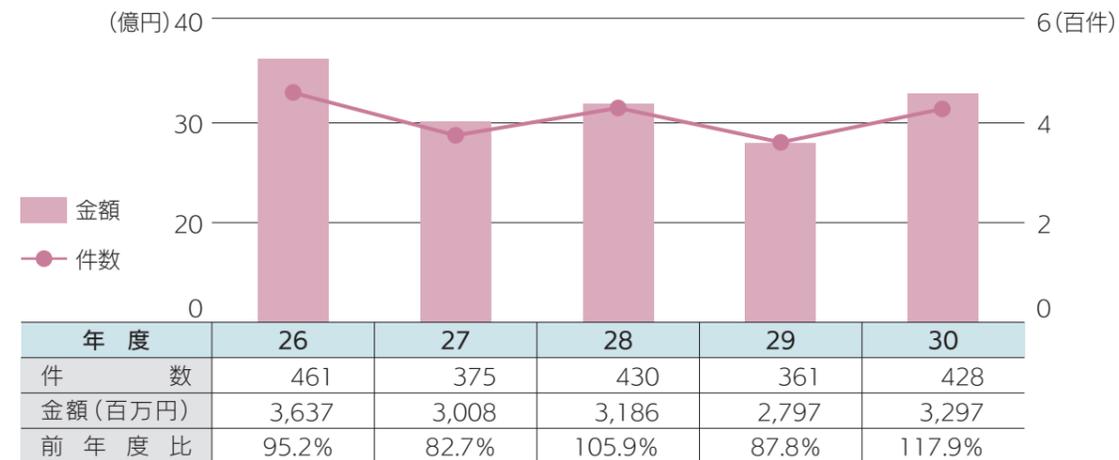
期末における保証債務残高は、18,481件、140,735百万円で、前期比94.1%となりました。



代位弁済及び求償権の回収

代位弁済

当期中の代位弁済は、428件、3,297百万円で前期比117.9%となりました。



回収

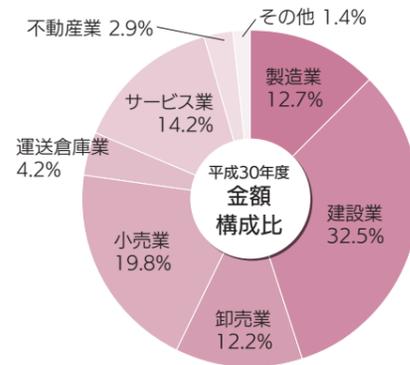
当期中の回収は、645百万円で、前期比90.1%となりました。



業種別実績

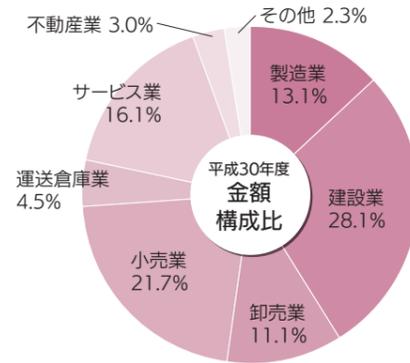
保証承諾 (単位：件、百万円、%)

区分	件数	金額	前年度比	
			前年度比	構成比
製造業	597	6,963	101.5	12.7
建設業	1,703	17,778	94.3	32.5
卸売業	446	6,684	102.6	12.2
小売業	1,393	10,814	90.6	19.8
運送倉庫業	171	2,312	98.3	4.2
サービス業	968	7,790	95.1	14.2
不動産業	142	1,603	132.1	2.9
その他	86	758	94.1	1.4
合計	5,506	54,703	96.4	100.0



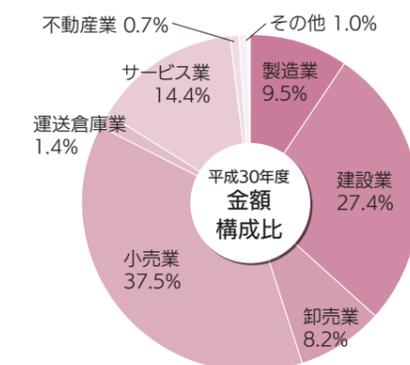
保証債務残高 (単位：件、百万円、%)

区分	件数	金額	前年度比	
			前年度比	構成比
製造業	2,132	18,482	93.7	13.1
建設業	5,003	39,560	95.1	28.1
卸売業	1,417	15,572	91.3	11.1
小売業	4,841	30,587	92.4	21.7
運送倉庫業	602	6,363	94.5	4.5
サービス業	3,516	22,707	95.5	16.1
不動産業	534	4,193	101.2	3.0
その他	436	3,271	93.5	2.3
合計	18,481	140,735	94.1	100.0



代位弁済 (単位：件、百万円、%)

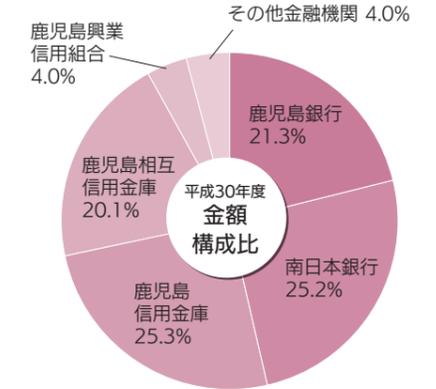
区分	件数	金額	前年度比	
			前年度比	構成比
製造業	28	315	82.4	9.5
建設業	121	903	152.5	27.4
卸売業	28	269	59.1	8.2
小売業	163	1,235	151.6	37.5
運送倉庫業	7	47	30.5	1.4
サービス業	74	473	123.1	14.4
不動産業	2	23	279.7	0.7
その他	5	32	500.4	1.0
合計	428	3,297	117.9	100.0



金融機関別実績

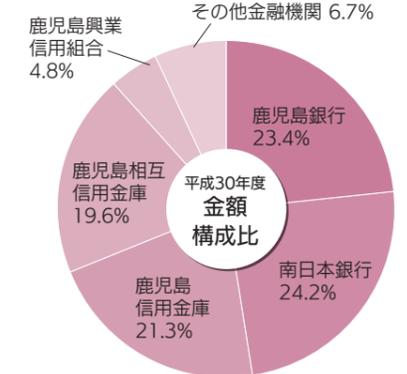
保証承諾 (単位：件、百万円、%)

区分	件数	金額	前年度比	
			前年度比	構成比
鹿児島銀行	1,283	11,662	107.7	21.3
南日本銀行	1,343	13,795	96.4	25.2
鹿児島信用金庫	1,305	13,860	93.1	25.3
鹿児島相互信用金庫	1,035	11,018	96.0	20.1
鹿児島興業信用組合	391	2,164	79.8	4.0
その他金融機関	149	2,204	87.1	4.0
合計	5,506	54,703	96.4	100.0



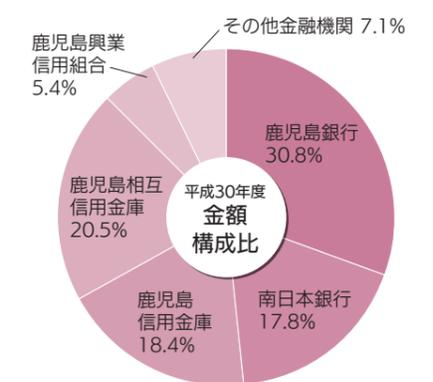
保証債務残高 (単位：件、百万円、%)

区分	件数	金額	前年度比	
			前年度比	構成比
鹿児島銀行	4,239	32,942	93.5	23.4
南日本銀行	4,622	34,070	94.9	24.2
鹿児島信用金庫	3,816	29,913	99.2	21.3
鹿児島相互信用金庫	3,409	27,579	94.3	19.6
鹿児島興業信用組合	1,527	6,688	90.0	4.8
その他金融機関	868	9,543	84.9	6.7
合計	18,481	140,735	94.1	100.0



代位弁済 (単位：件、百万円、%)

区分	件数	金額	前年度比	
			前年度比	構成比
鹿児島銀行	93	1,016	135.5	30.8
南日本銀行	97	587	67.7	17.8
鹿児島信用金庫	77	606	149.3	18.4
鹿児島相互信用金庫	90	675	219.1	20.5
鹿児島興業信用組合	39	176	134.2	5.4
その他金融機関	32	237	70.9	7.1
合計	428	3,297	117.9	100.0

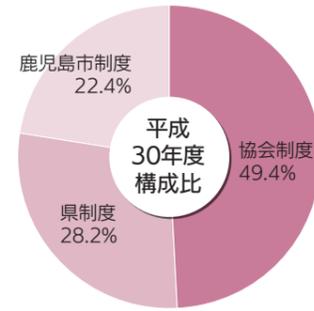


基本財産

保証承諾実績に係る統計

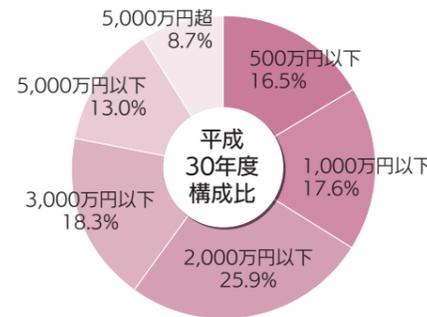
制度別保証承諾 (単位：百万円)

区分	年度	28	29	30
協会制度		31,564	29,163	27,014
県制度		16,212	14,286	15,428
鹿児島市制度		11,811	13,283	12,260
合計		59,587	56,732	54,703



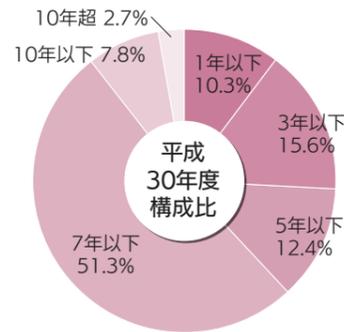
金額別保証承諾 (単位：百万円)

区分	年度	28	29	30
500万円以下		10,119	9,670	9,018
1,000万円以下		10,788	10,933	9,605
2,000万円以下		14,391	14,989	14,175
3,000万円以下		9,892	9,521	10,032
5,000万円以下		8,471	6,741	7,101
5,000万円超		5,926	4,879	4,771
合計		59,587	56,732	54,703



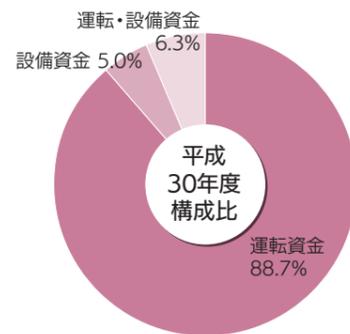
期間別保証承諾 (単位：百万円)

区分	年度	28	29	30
1年以下		6,269	6,490	5,612
3年以下		9,346	8,907	8,549
5年以下		6,750	7,305	6,762
7年以下		28,766	27,201	28,050
10年以下		6,906	5,055	4,276
10年超		1,550	1,774	1,454
合計		59,587	56,732	54,703



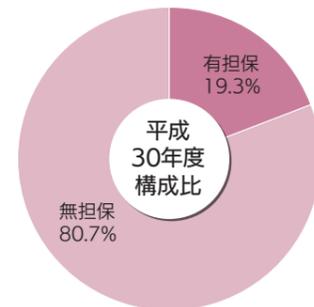
資金用途別保証承諾 (単位：百万円)

区分	年度	28	29	30
運転資金		52,134	48,404	48,544
設備資金		2,833	3,398	2,733
運転・設備		4,621	4,930	3,425
合計		59,587	56,732	54,703



担保別保証承諾 (単位：百万円)

区分	年度	28	29	30
有担保		11,428	10,620	10,539
無担保		48,158	46,111	44,163
合計		59,587	56,732	54,703



基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の42.8倍(定款倍率)となっています。

基本財産の構成

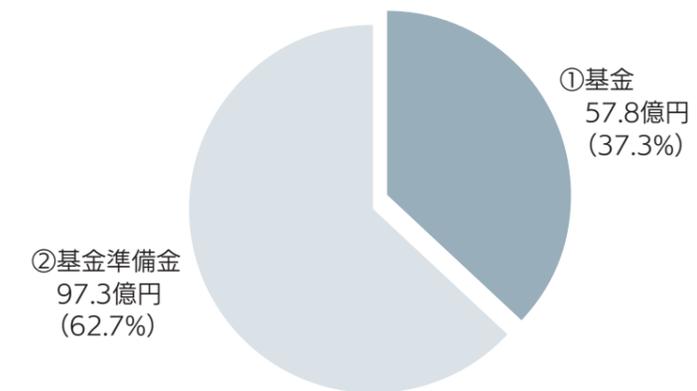
基本財産とは、①基金、②基金準備金で構成されています。

- ① 基金は、地方公共団体と金融機関等負担金で構成されています。
- ② 基金準備金は、毎年事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産の内訳

(平成31年3月末現在)

基本財産 155億2,744万円		
① 基金		57億8,814万円
	出えん金	44億 734万円
	金融機関等負担金	13億8,080万円
② 基金準備金		97億3,930万円



貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	基 本 財 産	15,527,439,363
現 金	0	基 金	5,788,137,000
小 切 手	0	基 金 準 備 金	9,739,302,363
預 け 金	5,087,670,466	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	7,139,100,000
普 通 預 金	1,047,342,997	責 任 準 備 金	850,890,494
通 知 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	201,548,291
定 期 預 金	4,030,000,000	退 職 給 与 引 当 金	594,033,706
郵 便 貯 金	10,327,469	損 失 補 償 金	3,158,372,919
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	140,735,265,614
有 価 証 券	21,701,280,000	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	3,099,590,000	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	18,599,690,000	借 入 金	0
株 式	2,000,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
そ の 他 有 価 証 券	0	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
フ ァ ン ド 出 資	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	5,172,882	雑 勘 定	3,682,581,434
事 業 用 不 動 産	923,370	仮 受 金	2,148,372
事 業 用 動 産	4,249,512	保 険 納 付 金	24,956,944
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	損 失 補 償 納 付 金	5,028,456
損 失 補 償 金 見 返	3,158,372,919	未 経 過 保 証 料	3,649,443,001
保 証 債 務 見 返	140,735,265,614	未 払 保 険 料	623,842
求 償 権	660,196,930	未 払 費 用	380,819
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	541,273,010		
仮 払 金	3,731,335		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	76,434,000		
連 合 会 勘 定	334,887		
未 収 利 息	30,358,993		
未 経 過 保 険 料	430,413,795		
合 計	171,889,231,821	合 計	171,889,231,821

貸借対照表の用語解説

有価証券

代位弁済の支払準備資金として、地方債・社債等を保有しています。

求償権

経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額、損失補償金受領額、自己償却額を控除した額です。

未経過保険料

当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。



収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大により、基本財産の増強が必要となった場合には、これを切り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

未経過保証料

受入保証料のうち当該決算期間の未経過分（次年度以降に係わる保証料）を計上しています。



収支計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

財産目録

(平成31年3月31日現在)

(単位:円)

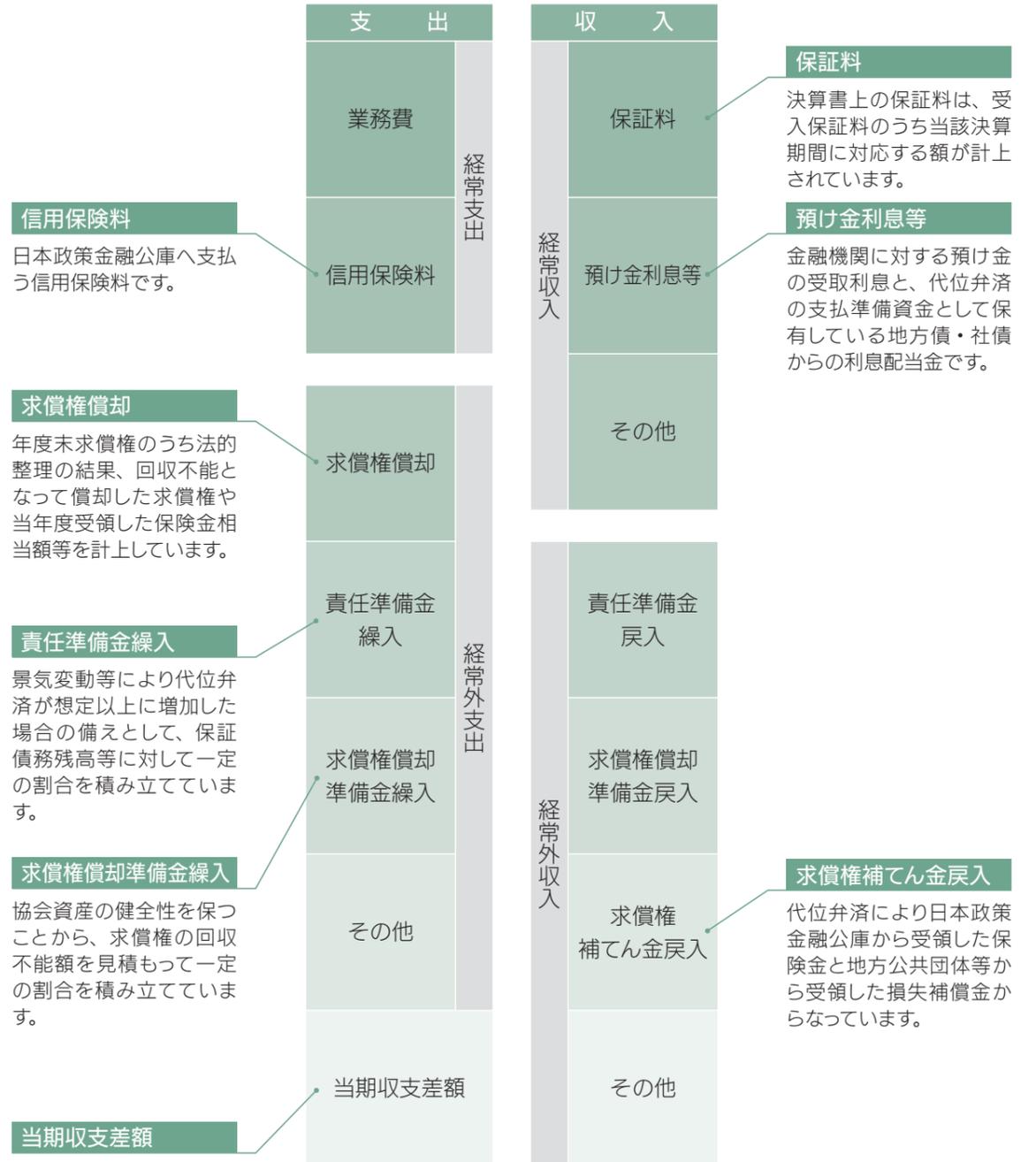
科 目	金 額
経常収入	2,361,619,688
保証料	1,646,698,439
預け金利息	1,878,917
有価証券利息配当金	251,621,203
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	8,000,727
事務補助金	81,915,904
責任共有負担金	345,499,000
雑収入	26,005,498
経常支出	1,849,607,732
業務費	784,803,595
役員給与	428,506,115
退職給与引当金繰入	36,821,505
その他人件費	111,189,993
旅費	2,074,740
事務費	42,921,909
賃借料	34,263,347
動産・不動産償却	1,363,419
信用調査費	6,992,627
債権管理費	35,512,123
指導普及費	32,124,990
負担金	53,032,827
借入金利息	0
信用保険料	977,472,880
責任共有負担金納付金	79,914,156
雑支出	7,417,101
経常収支差額	512,011,956
経常外収入	3,825,010,330
償却求償権回収金	97,076,601
責任準備金戻入	902,611,814
求償権償却準備金戻入	158,956,723
求償権補てん金戻入	2,666,365,192
保険金	2,452,010,791
損失補償補てん金	214,354,401
補助金	0
その他収入	0
経常外支出	4,191,541,292
求償権償却	3,126,681,120
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	12,398,387
退職金	23,000
責任準備金繰入	850,890,494
求償権償却準備金繰入	201,548,291
その他支出	0
経常外収支差額	△366,530,962
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	145,480,994
収支差額変動準備金繰入額	72,000,000
基本財産繰入額	
又	
基本財産取崩額	73,480,994

(単位:円)

資 産		金 額
科 目		金 額
現金		0
預け金		5,087,670,466
金銭信託		0
有価証券		21,701,280,000
その他有価証券		0
動産・不動産		5,172,882
損失補償金見返		3,158,372,919
保証債務見返		140,735,265,614
求償権		660,196,930
譲受債権		0
雑勘定		541,273,010
合計		171,889,231,821

負 債		金 額
科 目		金 額
責任準備金		850,890,494
求償権償却準備金		201,548,291
退職給与引当金		594,033,706
損失補償金		3,158,372,919
保証債務		140,735,265,614
求償権補てん金		0
借入金		0
雑勘定		3,682,581,434
合計		149,222,692,458
正味財産		22,666,539,363

収支計算書の用語解説



当協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、コンプライアンスの実践に積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは、「法令等の遵守」と定義付け、実践に係る基本方針として「鹿児島県信用保証協会倫理憲章」を制定し、コンプライアンスの推進のため、コンプライアンス委員会を中心とした組織体制を整えています。

また、反社会的勢力や不正利用者に対して関係機関と連携し、断固とした姿勢で臨み、適正な信用保証に努めています。

鹿児島県信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

- 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

- 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

- あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

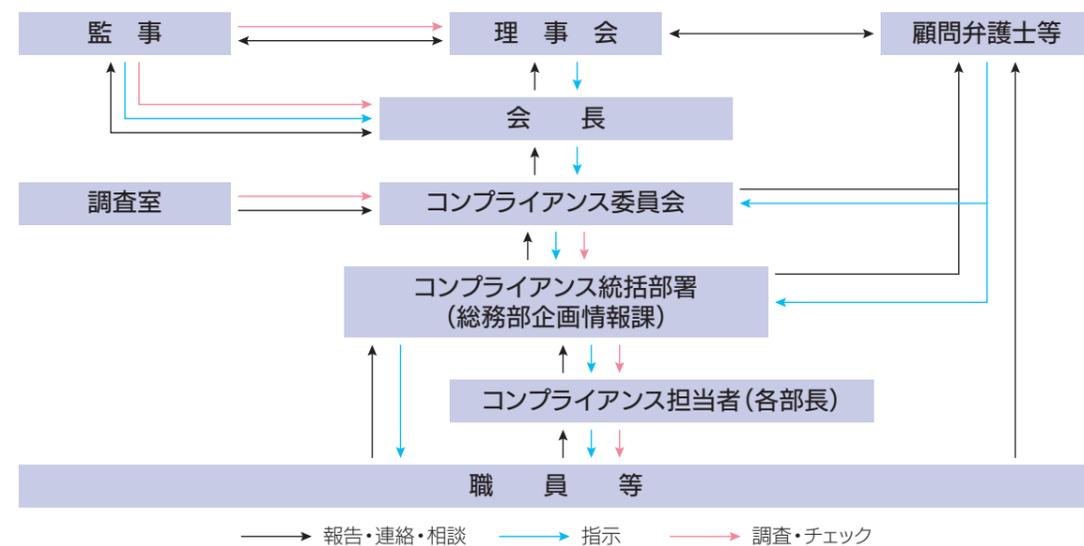
反社会的勢力との対決

- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献

- 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

コンプライアンス組織体制図



鹿児島県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28. 8. 10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1)個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2)個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の「1. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3)個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4)個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5)個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6)保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。

(7)保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (6)及び(7)の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の「8. (3)開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8)質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9)開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住所 鹿児島市名山町9番1号
 電話番号 099-223-0273
 部署名 総務部

役員・機構図

お問い合わせ

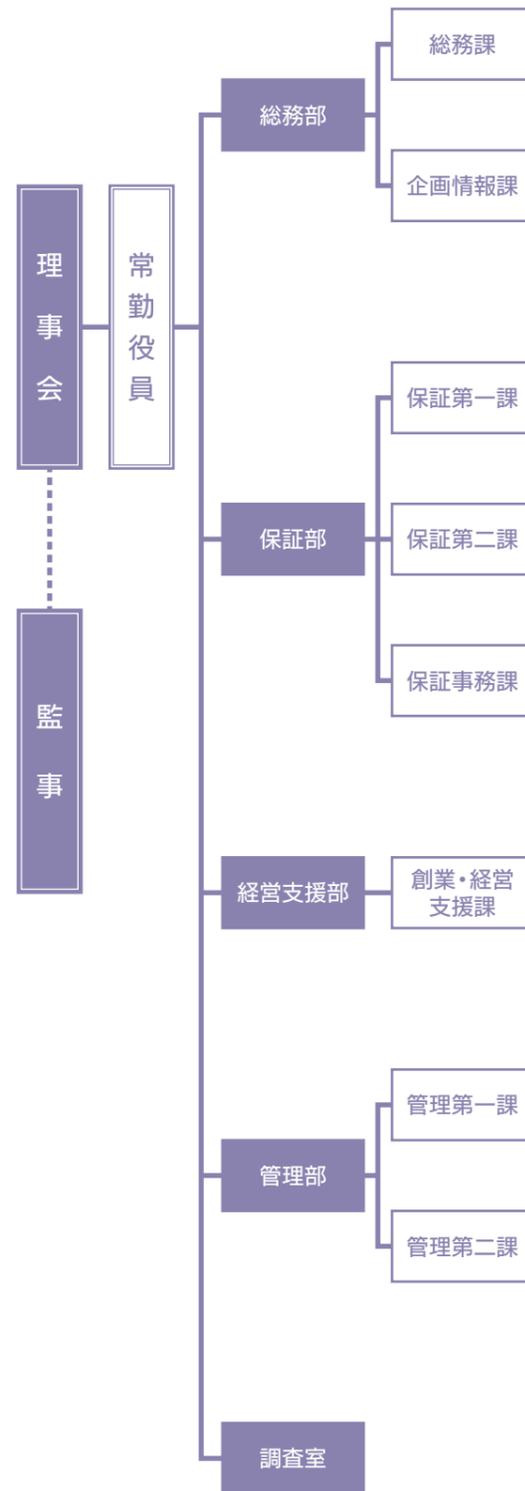
役員

(令和元年8月1日現在)

会長	布袋 嘉之
専務理事	川野 敏彦
常務理事	本坊 信幸
理事	五田 嘉博 鹿児島県商工労働水産部長
理事	鬼丸 泰岳 鹿児島市産業局長
理事	小正 芳史 鹿児島県中小企業団体中央会会長
理事	森 義久 鹿児島県商工会連合会会長
理事	岩崎 芳太郎 鹿児島商工会議所会頭
理事	松山 澄寛 鹿児島銀行取締役頭取
理事	齋藤 眞一 南日本銀行取締役頭取
理事	永倉 悦雄 鹿児島相互信用金庫理事長
理事	中俣 義公 鹿児島信用金庫理事長
理事	満田 學 鹿児島興業信用組合理事長
監事	南 明彦
監事	東 靖弘 元鹿児島県町村会副会長(大崎町長)
監事	大園 豊 税理士

機構図

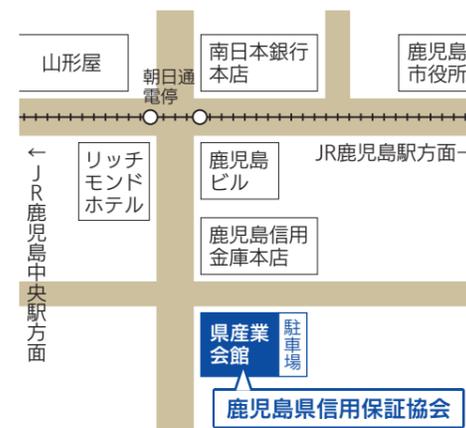
(平成31年4月1日現在)



お問い合わせ窓口

部署名	主な業務内容	電話番号	FAX番号
保証部	保証第一課	099-223-0271	099-222-1093
	保証第二課		
	保証事務課		
経営支援部	【創業サポートチーム】 保証審査(創業)	099-223-0274	099-222-1093
	【経営・再生サポートチーム】 条件変更審査、経営支援・再生支援、期中管理、事故報告		
管理部	【事業承継サポートチーム】 事業承継支援	099-223-0272	099-223-0318
	管理第一課 求償権の管理・回収		
総務部	管理第二課 代位弁済、保険金請求・納付	099-223-0273	099-223-6399
	総務課 人事、給与、労務管理、予算決算、庶務、研修		
調査室	【企画部門】 経営計画策定・評価、広報、統計、コンプライアンス、個人情報保護	099-223-0273	099-223-6399
	【電算部門】 電算システム運用・管理		
調査室	内部監査	099-223-0273	099-223-6399

アクセス



〒892-0821
鹿児島県鹿児島市名山町9番1号(鹿児島県産業会館内)

[4階] 保証部・経営支援部・総務部
[3階] 管理部

- 市電.....「朝日通」電停下車 徒歩3分
- バス.....「金生町」または「市役所前」バス停下車 徒歩3~5分

※お車で越しの際は、産業会館お客様駐車場をご利用ください。



一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

<https://www.kagoshima-cgc.or.jp>



公式サイト



LINE